

京都市多文化施策懇話会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年1月8日

京都市長 門川 大作

京都市規則第63号

京都市多文化施策懇話会規則の一部を改正する規則

京都市多文化施策懇話会規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市多文化施策審議会規則

第1条中「京都市多文化施策懇話会」を「京都市多文化施策審議会」に、「懇話会」を「審議会」に改める。

第2条第1項及び第3項、第3条第1項及び第3項から第5項まで、第4条並びに第5条中「懇話会」を「審議会」に改める。

附則第2項中「懇話会」を「京都市多文化施策懇話会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局国際化推進室)